

2024年11月

Contents

- I. 【チリ】法改正を踏まえたチリ労働法の解説
- II. 【インド】インドにおける非上場化買付けの買付対価に関する改正
- III. 【シンガポール】男性育児休業期間の延長と新たなシェア育児休業制度の導入

I. 【チリ】法改正を踏まえたチリ労働法の解説

1. はじめに

チリでは、2023年4月26日に法定労働時間に関する改正法が公布された。また、2024年1月29日には一定の種類の者を介護する従業員に在宅勤務の権利を付与する法律が施行され、さらに2024年8月1日には職場におけるハラスメントを防止することを目的とする法律が施行される¹など、労働法にいくつかの重要な立法及び改正があった。チリにおけるこのような労働法の発展を踏まえ、本稿以降では、チリの労働法について、改正された点にも触れつつ数回に分けて解説する。

2. 関連法令

チリの主要な労働法としては、500条以上の条文で構成される労働法典(*Código de Trabajo*)²がある。加えて、労使双方の権利と義務は、チリの憲法、各種の法令、そして、下記の労働当局が出す法令の解釈に関する一種の通達によっても規律される。

3. 規制当局・労働裁判所

チリには、*Dirección del Trabajo*という労働当局³が存在し、労働法規の遵守の調査や法解釈を担っている(労働法典505条)。労働当局は上記のとおり、法令の解釈に関する一種の通達を発する。

労働当局以外に、特別裁判所である労働裁判所(*Juzgados de Letras del Trabajo*)が存在し、労働法典の415条以下が労働裁判所や労働訴訟手続について規律している。労働裁判所は法定の地域ごとに1つ存在し、

¹ Ley 21.643: <https://www.isl.gob.cl/ley-karin/>

² 原文は右記で閲覧可能である: <https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=207436>

³ 労働当局の Website は右記である。: <https://www.dt.gob.cl/portal/1626/w3-channel.html>

かかる労働裁判所を構成する裁判官の数は地域により異なる(労働法典 415 条)。労働訴訟の管轄裁判所は、原則として、被告の住所・所在地を管轄する裁判所又は当事者たる労働者により労務提供がなされた地域を管轄する裁判所のいずれか原告が選択した方となる(労働法典 423 条)。

4. 労働組合・労働協約・ストライキ

チリにもいわゆる労働組合 (*Sindicato* 又は *Organización Sindical*) が存在し、労働法典の 212 条以下で規律されている。労働法典は労働組合同規約についても定めており(労働法典 231 条以下)、労働組合同規約には法が要求する事項を定める必要がある。

また、労働法典は労働協約についても定めており、労働協約締結のための協議・交渉についてのルールも規定されている(労働法典 303 条以下)。

労働者による集合的なストライキ権の行使も法律上認められており、ストライキ権の行使に関する規定が存在する(労働法典 345 条から 363 条)。

<p>【チリ】 弁護士 <u>西山 洋祐</u></p>

II. 【インド】インドにおける非上場化買付けの買付対価に関する改正

1. インドにおける非上場化買付けに関する規制

インドにおける上場会社の非公開化(非上場化)は、インドの証券取引法である1992年インド証券取引員会法(Securities and Exchange Board of India Act, 1992)、及びその施行規則の1つである2021年インド証券取引委員会(資本株式の非上場化)規則(Securities and Exchange Board of India (Delisting of Equity Shares) Regulations, 2021)(以下、総称して「インド非上場化規則」という。)に基づき、非上場化買付け(delisting offer)を通じて行われる。

インド非上場化規則上、インドにおいて非上場化買付けを行うことができるのは、原則として当該上場会社の支配株主(promoter)のみであり、またその株式保有比率は75%以下である必要がある。

2024年9月25日付けで、インド非上場化規則が改正され、非上場化買付けにおける買付価格に係る規制が変更され、買付者側からの固定価格提示による買付けが可能となった(以下、「本改正」という。)

以下、本改正の概要について解説する。

2. 改正前の非上場化買付けの価格規制と問題点

(1) 改正前の非上場化買付けの価格規制

インド非上場化規則の改正前は、非上場化買付けの買付価格は、非上場化買付けに応じる一般株主からのリバース・ブックビルディング(reverse book-building)方式による入札により定められるとされていた。

リバース・ブックビルディング方式による入札方法では、買付者(=promoter)は、一般株主から入札された価格のうち、「買付者の買付け後の持株比率が90%以上となるような株式の価格」を買付価格とする必要がある。

たとえば、100万株の普通株式が上場されている上場会社において、買付者がその60%の60万株を保有しているとして、一般株主から下表のような入札があったとすると、非上場化買付けにおける買付価格は500ルピーとなる(入札価格が460ルピーなど、500ルピー未満の一般株主に対しても、一律500ルピーで買付けることになる)。この場合、500ルピー以下の入札価格の株式を全て購入することで、買付者の買付け後の持株数が90%となるためである。

入札価格	入札株式数	買付の要否
440	10万株	必要
460	5万株	必要
480	10万株	必要
500	5万株	必要
520	5万株	不要
540	5万株	不要

また、この事例において、買付者は、500ルピーよりもさらに高い価格を買付価格とすることも可能である。その場合、当該「より高い価格」以下の価格で入札された全ての株式が買付対象となる。上記例でいえば、買付者が買付価格を520ルピーにすれば95%まで、540ルピーにすれば100%まで、買い付けることが可能である。

なお、実際には、一般株主による入札価格は1ルピー単位で異なり、また入札価格の幅ももっと大きいことが通常である。上記は、あくまで一般株主によるリバース・ブックビルディング方式による入札を理解するために単純化したモデル事例であることに留意されたい。

(2) 問題点

上記1で述べた通り、非上場化買付けにおけるリバース・ブックビルディング方式による入札方法では、一般株主の側が買付価格を入札することから、市場価格(いわゆる株価)に比して相当に高額な買付価格が提示される傾向が強く、この点が非上場化買付けの阻害要因の1つになっていた。

すなわち、非上場化買付けにおける入札に際して、多くの一般株主は、平時の株価に比べて相当に高額な入札価格を提示する傾向にあり、買付者はそのような入札の中から、「買付け後の持株比率が90%以上となるような株式の価格」を買付価格とする必要があることから、非上場化買付けの場合の買付価格は、通常の公開買付けの場合に比べて高騰(多くの場合、平時の株価の2~3倍程度)する傾向があった。

ただし、買付者の保護の観点から、一般株主による入札の結果、買付価格が、非上場化を行おうとする買付者にとって受け入れがたい価格となった場合、買付者は非上場化買付けを実行しないことも可能であるとされていた。

すなわち、本改正前のインドの非上場化買付けにおいては、「買付者が買付価格を提示し、十分な数の株式が集まったら非上場化」という流れではなく、「一般株主が価格を入札し、買付者が入札の結果決定された『買付け後の持株比率が90%以上となるような株式の価格』で非上場化買付けを行って上場を廃止するかどうかを選択する」という流れとなっており、実際にリバース・ブックビルディング方式によって決定された買付価格が不相当に高額であるとして、非上場化買付けが取りやめられる事例も少なからずあった。

3. 価格規制の改正(買付者側からの固定買付価格提示による買付けの導入)

(1) 買付者側からの固定買付価格提示による買付けの導入

上記Ⅱ2で述べた通り、リバース・ブックビルディング方式による入札方法が非上場化買付けの阻害要因の1つとなっているという状況を踏まえ、非上場化を希望する会社の非上場化を促進するという観点から、インド証券取引委員会は、本改正により、非上場化買付けにおいて、買付者側から固定買付価格(fixed price)を提示する方法を認めた。これにより、非上場化買付けにおいても、(通常の公開買付けと同様)買付者が固定買付価格を提示して一般株主から株式の買取りを行うことが可能になった。

固定買付価格による非上場化買付けを実施するための要件の概要は、以下の通りである。

- ①固定買付価格が、最低買付価格(floor price)を15%以上上回る価格であること
- ②買付対象の株式が、頻繁に取引されている株式(frequently traded shares)であること
- ③買付者は、固定買付価格による非上場化買付けに応募してきた株式数が、「買付者による買付け後の持株比率が90%以上となるような数」を超えている場合、買付者は応募された株式を全て買い取る
以下、各要件について詳述する。

(2) 固定買付価格が、最低買付価格(floor price)を15%以上上回る価格であること

固定買付価格による非上場化買付けを行う場合、一般株主に提示される固定買付価格は、法令の定める最低買付価格(floor price)を15%以上上回る価格である必要がある。

インド非上場化規則上、最低買付価格は、以下いずれかのうち最も高い価格とされている(なお、この最低買付価格に関する規定は、公開買付けにおける最低買付価格に類似している。)

- (i) 非上場化買付けの公告日の直前 52 週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき出来高加重平均価格
- (ii) 非上場開買付けの公告日の直前 26 週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき最高価格
- (iii) 独立の登録評価士によって定められた、連結財務諸表を踏まえた株式の調整後簿価(ただし、パブリックセクターの企業の非上場化については、この価格は適用されない)。
- (iv) 非上場買付けの公告日の直前 60 取引日間における、当該期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重平均市場価格。ただし、当該株式は頻繁に売買されていなければならない。
- (v) 評価指標(簿価、類似の取引倍数及び株式が頻繁に取引されていない同種事業を営む企業の株式の評価にとって一般的であるその他の指標を含む)に基づいて、独立の登録評価士によって定められた金額

固定買付価格による非上場化買付けを行う場合、一般株主に提示する固定買付価格は、上記(i)から(v)のうち最も高い額を 15%以上上回る価格である必要がある。

たとえば、(i)から(v)のうち、(ii)が最も高額であり、その金額が 200 ルピーであった場合、非上場化買付けにおける固定買付価格は 230 ルピー(=200 ルピーの 115%)以上でなければならないことになる

(3) 買付対象の株式が、頻繁に取引されている株式(frequently traded shares)であること

頻繁に取引されている株式(frequently traded shares)とは、非上場化買付けの公告が行われる歴月の前 12 歴月間における証券取引所での売買高が対象会社の当該種類の株式の総数の少なくとも 10%である、対象会社の株式を意味する(ただし、対象会社のある一定の種類株式に係る株式資本が当該期間を通じて同一でない場合には、対象会社の当該種類の株式総数の加重平均数が株式の総数とされる。)

そのため、非上場化買付けの公告が行われる歴月の前 12 歴月間における証券取引所での売買高が対象会社の当該種類の株式の総数の 10%未満であるような会社については、固定買付価格による非上場化買付けを実施することはできない。

(4) 買付者は、固定買付価格による非上場化買付けに応募してきた株式数が、「買付者による買付け後の持株比率が 90%以上となるような数」を超えている場合、買付者は応募された株式を全て買い取る

固定買付価格による非上場化買付けを行った買付者は、買付けに応募してきた株式数が、「買付者による買付け後の持株比率が 90%以上となるような数」を超えている場合、応募された株式を全て買い取る義務を負う。

この点、インドにおける公開買付けの場合、応募してきた株式を全て買い取る必要はなく、あらかじめ定めた一定数(最低でも発行株式総数の 26%)の限度で買い取れば良いとされていることと異なるため、注意が必要である。

なお、固定買付価格による非上場化買付けに応募してきた株式数が、「買付者による買付け後の持株比率が90%以上となるような数」に満たなかった場合、上場廃止基準である90%以上の株式取得ができないこととなるため、非上場化買付け自体が不成立となる(したがって、買付者は応募された株式を買い取る必要はない。)

4. 本改正の実務への影響

本改正は、リバース・ブックビルディング方式による買付けが要求されていたために、これまで非常にハードルが高かったインドにおける非上場化買付けを容易にする方向の改正であり、これにより、今後、インドの上場会社を非上場化する動きが活発になっていくことが予想される。

一方で、本ニュースレターの発行日現在、インドにおいては法令上のスクイーズ・アウト制度が存在せず、非上場化後の一般少数株主の排除が制度的に保証されていない⁴。

一般に、会社を非上場化できても、大量の一般少数株主が残ってしまうと会社運営に支障が出るリスクが高くなるため、日本においては、上場会社の非上場化は、(何らかの理由で非上場化買付けに応じなかった)少数一般株主のスクイーズ・アウトとセットで実施されることが通常である。しかしながら、上述の通り、インドにおいては法令上のスクイーズ・アウト制度が存在せず、非上場化後の一般少数株主の排除が制度的に保証されていないため、固定買付価格による非上場化買付を利用して対象会社を非上場化したとしても、「非上場化はできたが、大量の一般株主が残ってしまう」という状態が生じてしまう可能性が相当にある。

そのため、固定買付価格による非上場化買付けの導入により、非上場化買付け自体はやりやすくなったものの、現状では、インドにおける非上場化のメリット自体が限定的であると言わざるを得ない状況であることから、インドにおいて上場会社の非上場化の動きが本格化するのには、今後、スクイーズ・アウト法制が整備された後になるのではないと思われる。

【インド】

弁護士 琴浦 諒
弁護士 大河内 亮

⁴ インド法上、スクイーズ・アウト自体の実施が不可能なわけではなく、選択的減資等の一種の組織再編(scheme of arrangement)を行うことで、スクイーズ・アウトを実現することは可能であり、実際に選択的減資等の組織再編の方法を用いてスクイーズ・アウトを成功させた事例も少なからずある。しかしながら、選択的減資等の組織再編は、National Company Law Tribunal(NCLT)と呼ばれるインドの会社法に関する審判機関による審理を経て、NCLTによる承認を経て行う必要がある。このNCLTの承認は、個別事案におけるNCLTの裁量的判断によって得られるものであるため、定型性・確実性に欠ける。その意味で、インドには、(日本法上のスクイーズ・アウト制度のような、法令上定められた手続を履践していけばスクイーズ・アウトが実施できるという意味での)法令上のスクイーズ・アウト制度は存在しない。

III. 【シンガポール】男性育児休業期間の延長と新たなシェア育児休業制度の導入

1. はじめに

昨年の予算演説において、政府は、2024 年1月1日以降に生まれた子供を持つ父親が希望し、雇用主が許可する場合、男性育児休業(政府が期間中の給与を一部負担)の期間を現行の 2 週間から 4 週間に延長すると発表した。同時に、将来的にこの制度を義務化する意向であることも明らかになった。

今年の独立記念集会では、2025 年4月1日からこの制度が義務化されること、及び対象となる男性社員が育児休業を申請した場合、雇用主に対して、政府負担で最長 4 週間の育児休業を認めることを義務付けることが発表された。さらに、現行制度に代わる新たなシェア育児休業制度も導入される。

本稿では、当該男性育児休業期間の延長と新たなシェア育児休業制度の導入について解説する。

2. 政府負担の男性育児休業

シンガポールで勤務しており、子供がいる男性は、下記の条件をすべて満たす場合、4 週間の男性育児休業を取得することができ、当該期間中の給与は政府が一部負担する。

- (1) 子供が 2025 年4月1日以降に生まれており、シンガポール国籍である
- (2) 当該子供の妊娠から出産までの期間中、子供の母親と合法的な婚姻関係にある、またはあった
- (3) 子供の出生前に少なくとも 3 か月継続して雇用主の下で勤務していること。自営業の場合、子供の出生前に少なくとも 3 か月継続して事業を営んでおり、育児休業期間中に収入が途絶えたこと

育児休業期間中の給与は、2,500 シンガポールドル/週を上限に政府が保証し、これには中央積立基金(CPF)拠出金を含まれる。政府による給与負担のある男性育児休業を取得する場合、遅くとも育児休業開始日の 4 週間前までに雇用主に申し出る必要がある。

3. 新たなシェア育児休業の導入

シンガポールでは、特定の条件を満たした母親は 16 週間の産前産後休業を取得することができ、当該期間中の給与は政府が一部負担する。現行のシェア育児休業制度では、妻が同意した場合、妻(対象となる母親である場合)の 16 週間の産前産後休業のうち最大 4 週間を父親が取得することができる。

新たなシェア育児休業制度では、産前産後休業と男性育児休業に加え、両親が分担して取得できる 10 週間の有給育児休業が導入される。両親にはまずそれぞれ 5 週間の育児休業が割り当てられるが、合計 10 週間をどのように分担するかは各家庭の状況に合わせて自由に決められるため、一人が 10 週間の育児休業を取得し、もう一人は取得しないというパターンも可能である。雇用主への影響を抑えるため、この新制度は二段階で実施される。

- (1) 第一段階(2025 年4月1日以降)では、両親は合計 6 週間のシェア育児休業を申請することができ、それぞれ 3 週間の育児休業が割り当てられる。
- (2) 第二段階(2026 年4月1日以降)では、両親は合計 10 週間のシェア育児休業を申請することができ、それぞれ 5 週間の育児休業が割り当てられる。

シェア育児休業は、子供の出生後 12 か月以内に取得しなければならない。男性育児休業(政府が期間中の給与を一部負担)と同様に、従業員は、遅くともシェア育児休業開始日の 4 週間前までに雇用主に申し出る必要がある。

4. 雇用主における対応事項

雇用主は、従業員のシェア育児休業の取決めに関して、Government-Paid Leave Portal (<https://www.profamilyleave.msf.gov.sg/>)から確認することができ、同ポータルから支援金の申請を行うこともできる。

次のステップとして、在シンガポール日系企業を含む雇用主は、この機会に現行の育児休業規程を見直し、今後実施される制度変更に対応させることが推奨される。また、一連の育児休業制度改革により、ビジネスの運営にも一定の影響が見込まれるため、併せて休業通知やその承認プロセスの明確化に取り組むことも検討されたい。

【シンガポール】 弁護士 <u>高橋 玄</u> 弁護士 <u>ジェスリン コー</u>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com